

平成 23 年 1 月 17 日
東 北 電 力 株 式 会 社

東通原子力発電所 1 号機における新検査制度に基づく
運転期間延長（長期サイクル運転）に関する諸手続きについて
～ 保安規程の変更届出ならびに保安規定変更認可申請の補正～

当社は、東通原子力発電所 1 号機において、原子力発電所の新検査制度に基づき、第 4 回定期検査（平成 23 年 2 月～ 6 月頃を予定）終了後の運転期間について、従来の 13 カ月以内から 16 カ月以内に延長することを計画し、平成 22 年 11 月 10 日、経済産業省原子力安全・保安院へ、電気事業法に基づく「保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）（以下、保安規程という）」の変更届出ならびに原子炉等規制法に基づく「東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下、保安規定という。）」の変更認可申請を行いました。（平成 22 年 11 月 10 日お知らせ済み）

本日、運転期間延長の技術評価に用いた機器の使用実績データの充実や機器の点検内容の明確化などの記載の適正化等を図り、保安規程の変更届出ならびに保安規定変更認可申請の補正を行いました。

なお、運転期間延長に関する評価結果を変更するものではありません。

当社といたしましては、今後とも継続的に保全活動を充実させるとともに、引き続き安全・安定運転に努め、原子力発電所の安全性および信頼性の一層の向上を図っていくこととしております。

以 上